

令和3年5月定例会 一般質問（概要）

令和3年6月3日（火） 1番
徳村 さとる 議員



1 ワクチン接種体制の拡充に向けた府の取組み

府民や事業者の皆様のご協力の多大なご協力により、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の急激な増加傾向は抑えられつつあるものの、重症病床の使用率は依然として高く、医療提供体制は大変厳しい状況が続いている。

こうした中、高齢者を対象とした接種が本格的にスタートしており、接種の実施主体である府内各市町村においては、試行錯誤しながら取り組まれていることかと思う。大阪府においても、既存の規制等にとらわれず、市町村のワクチン接種業務が円滑に進むようしっかり支援していく必要がある。既に府から国に対して要望されている、接種に従事する医療従事者の拡充については、臨床検査技師と救急救命士が、今後、接種の担い手として認められる見込み。しかし、コロナの危機を乗り越え、コロナ以前の暮らしにできるだけ早く戻せるよう、ワクチン接種をさらに加速させるうえでは、より一層の確保が必要であり、そのためには薬剤師なども活用すべきと考えているので、是非とも進めてもらいたい。

国が掲げる高齢者接種の7月末までの完了や、その後の一般接種も見据え、接種体制を整えていかなければならないと考えるが、府が設置を予定している「大阪府コロナワクチン接種センター」の運営を含め、今後のワクチン接種体制の拡充に向けた府の取組みについて、知事の見解を伺う。

【知事】

○新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機から府民の命と暮らしを守る上で、ワクチンが重要な切り札になりうると考えている。府・市町村・医療関係団体が連携して、効率的な接種体制を構築することが重要。

○そのため、市町村のワクチン接種業務を補完していく観点から、府として大阪府コロナワクチン接種センターを設置する。市町村の接種体制に支障を及ぼすことがないよう最大限配慮しつつ、医師等の人材確保などに努め、1日最大3,000人程度に接種できるように拡充していく。

○また、接種を担う医療人材確保の観点から、国に要望している薬剤師などの活用についても、国の制度変更があれば速やかに対応し、希望する府民が1日でも早く接種できるようにオール大阪で取り組んでいく。

(再質問) 警察官へのワクチン接種

接種体制の拡充がなされていくのであれば、是非、府民の安全、治安を守る警察官に対して、一刻も早くワクチンを接種すべきと考えるが、知事の見解を伺う。

【知事】

○府民の安全、治安を守る警察官には、少しでも早くワクチンを接種してもらいたいと考えている。

○企業や大学等における職域接種の基本的な考え方が国から示されたところ。企業等での接種が進めば、市町村に負担をかけることなく、接種ペースを加速させることができるため、職域接種は非常に有効な接種方法だと考えている。

○このため、企業だけでなく、お示しの警察官や府職員、府立学校教職員などでも、職域接種の方策を検討し、市町村におけるワクチン接種を補完することで、希望する府民が1日でも早くワクチンを接種できるようにしていく。

2 会食問題の対応状況について

先日、コロナ禍における自粛期間中の職員の会食についての調査結果が総務部から公表され、300名を超える職員が、感染防止対策に反する会食を行っていたことが明らかになった。

新型コロナウイルスの感染者を抑えるため、この1年間府民・事業者の皆様にも自粛を要請していたにもかかわらず、要請側の職員による感染防止対策を遵守できていない事例が、多数明らかになったことは、誠に遺憾。

吉村知事は、これらの問題のある会食を行っていた職員に対して、厳正に対処するという考えを示されており、公務の信用に与えた影響を考慮し、処分等のしかるべき対応がなされるべきと思うが、その進捗状況について伺う。

また、参加した職員の中には、上司から誘われ、断り切れず、会食に参加した職員もいるとの話も聞いている。そのような個々の事情を考慮したうえで、対応すべきと思うが、併せて総務部長に伺う。

【総務部長】

○はじめに、新型コロナウイルスの感染者を抑えるため、府民・事業者の皆様に対し、感染拡大防止対策への協力をお願いしている中、お願いする立場である職員による感染防止対策を遵守できていない事例が、多数明らかになったことは、誠に遺憾で、深くお詫び申し上げます。

○現在、会食に参加していた職員に対して、参加した経緯や会食の状況等を確認し、内容について精査しているところ。

○今後、内容の精査を進め、職階、回数、また会食の際の状況などを踏まえ、適切に対処していく。

3 失効した教育職員免許状の官報への掲載手続きについて

教員による児童生徒へのわいせつ行為は、断じてあってはならないことではありますが、残念ながら、日々後を絶ちません。

府においては、児童生徒にわいせつ行為を行った教員を原則として懲戒免職処分とすることや、わいせつな行為への端緒となり得る、児童・生徒との SNS 等での私的なやりとりを禁止することを明確化するなど、厳格な取組みを行っています。

一方で、昨年 11 月 30 日付けで文部科学省から、各都道府県に対し、懲戒免職処分等により失効した教育職員免許状の官報への掲載手続きについて、点検を行うよう連絡があり、状況を確認したところ、平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 10 年間で、府内において、懲戒免職処分等により失効した教育職員免許状について、その情報を官報に掲載していなかった事案が 13 件あったと聞いています。

官報に掲載していなかった原因の一つとして、教員の処分を行う大阪市教育委員会等との連携が不十分であったとのことですが、府市の連携がきちりにとれていれば、少なからず官報掲載漏れを防ぐことは出来たのではないかと思います。

わいせつ行為を行った教員の教育職員免許状失効に対し、厳正に対処するためには、教育職員免許法に則り、適正に対応する必要があります。

教員の処分を行う機関との連携について、どのように対応をされているのか、教育長にお伺いします。

【教育長】

○失効した教育職員免許状の官報への掲載手続きが漏れていた件は、決してあっては

ならないことであり、把握後、速やかに官報に掲載を行った。

○併せて、府内の政令市等の任命権者に対して、教員の懲戒免職処分等を行った場合、免許管理者である府教育委員会へ報告するよう、再度、通知を発出し、改めて周知・徹底を図ったところ。

○二度とこのようなことが起こらないよう、各任命権者との連携のもと、教育職員免許法に基づき、免許状失効案件について、適正に対応してまいる。

4 セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートについて

教員からの児童生徒へのセクハラの問題について取り上げる。府教育庁ではこれまでも各校に対してセクハラや体罰等に関する相談窓口の周知や学校でのアンケートを実施している。これに加えて昨年度は、児童生徒が学校に打ち明けることを躊躇するといった心配もあることから、学校を介さずに教育庁の委託する民間事業者に直接郵送する形態のアンケートを府立学校すべての児童生徒を対象に実施し、セクハラの手紙が79件あり、うち15件について事実確認ができたと聞いている。私は、このような生徒が被害を直接第三者に訴えることができる仕組みは、非常に良いものだと考える。

今後ともこういった形態のアンケートを継続して実施していくべきであると考えているが、被害の手紙があった事案についてどのように対応しているのか、また、今年度どのように取り組むのか教育長に伺う。

【教育長】

○アンケートでセクハラ被害の手紙があった全ての事案に対して、すみやかに調査を行い、事実を確認した15件について、懲戒処分を含む必要な対応を行った。

○本アンケートについては、学校を介さずに回収することにより、学校が把握できていなかった事案にも対応できるといった効果があり、今年度も7月末までにアンケート用紙を配付し、年度末まで手紙を受け付けることとしている。

○また、セクハラ被害の手紙があった場合、被害を受けた児童生徒の心のケアを最優先に考え、その悩みや苦しみが解消されるよう、引き続き迅速かつ適切に対応してまいる。

5 府営住宅の駐車場の空き区画の有効活用

Q1) 府営住宅の駐車場の空き区画の有効活用について伺います。

今や、昔のことであるが、1960年代以降のモータリゼーションの急速な進展に伴い、自動車の保有台数は右肩上がり増加する一方で、路上駐車など迷惑駐車が問題となるなど、駐車場が不足する状況であったが、近年は、少子高齢化の中、若者の自動車離れや高齢者の免許返納が進み、状況が変わってきているように感じている。とりわけ高齢者が多く入居している府営住宅では、そのことが顕著に表れているのではと感じている。

自動車を利用する入居者が減少し、府営住宅駐車場の空き区画が多くなっていると思うが、まず、現在の駐車場の空き区画の状況について住宅まちづくり部長に伺う。

【住宅まちづくり部長】

○府営住宅駐車場は、市町の開発指導要綱などで定められた附置義務台数を整備している。議員ご指摘のとおり入居者の高齢化等を背景に駐車場の需要が低下しており、令和2年度末で、約70,800区画の駐車場管理区画のうち約19,500区画が空き区画となっている。

Q2) パネルをご覧ください。

府営住宅（308団地）駐車場区画数

2021(R3).3.31時点

管理戸数	駐車場 管理区画数	入居者等 契約中 区画数	有効活用区画数 (コインパーキング 月極貸 カーシェアリング 予約駐車場)	空き 区画数	建替事業等 による使用 停止・閉鎖 区画
117,317	70,830	39,192	3,677	19,571	8,390

答弁があった通り、駐車場管理区画が約70,800区画あり、そのうち空き区画が約19,500区画、空き区画率としては27パーセント超であり、この数字が示すように想像以上に多いことがわかる。府営住宅は、府民の貴重な財産であり、駐車場についてもこの考えのもと、それを有効に活用していくことは常日頃から実践していくべきであり、空き区画については、入居者だけでなくより多くの府民に活用いただくべきである。

府では、これまで様々な取組みが行われてきたようだが、聞くところによると、特に平成22年度から進めているコインパーキング事業については、原則、全ての府営住宅に設置することを目標に、府域を5地区に分け、事業期間を5年間とする事業として事業者の公募を募り、展開されている。この公募に際して特徴的なのは、事業者のコインパーキング等による売上額に対する府への納付割合を提案してもらい、その割合が最も高い事業者を選定するところで、この提案手法は全国でもめずらしい取組みであり、収益の増加など一定の効果が出ていることも聞き及んでいる。これまでの取組みは一定評価できるが、それでも27パーセント超もの区画が使われていないのが現状である。

府営住宅駐車場の空き区画の活用にあたっては、コインパーキング事業の次の公募に向けて、更なる拡大に取り組むべきと考えるが、住宅まちづくり部長の所見を伺う。

【住宅まちづくり部長】

○府営住宅駐車場の空き区画については、民間の力を活用し、平成 22 年度からコインパーキング事業の導入を開始した。その後も多様なニーズに応えるべく、カーシェアリング事業や入居者以外への月極貸駐車場を導入し、さらに平成 29 年度から予約駐車場サービス事業を実施するなど、府内全域で事業を展開し、令和 2 年度までの 10 年間で 3,600 区画超の有効活用を図り、令和 2 年度には 4 億 6 千万円超の収入を確保する見込み。

○しかしながら、議員ご指摘のとおり、いまだ相当数の空き区画が存在し、増加傾向にあることから、一層の有効活用を進める必要があると認識。

○今後も、事業者等からの要望に応じた区画の増設に引き続き対応するとともに、次回の事業者公募に向けて、事業者等へのヒアリングなどにより課題を把握しつつ、地域の需要の状況を見極めながら、さらなる有効活用区画の拡大につながるよう、募集条件の見直しなど、検討を進めてまいります。

6 特定動物による危害防止について

Q 1) 先月、ペットとして飼っていた体長三・五メートルのアミメニシキヘビが逃げ出し、賃貸アパートの屋根裏で発見された横浜市の事件が世間を騒がせた。今回は無事に捕獲できたが、身近にそういった危険な動物が飼われていることがあると知らなかった人からは、平穏な生活が脅かされたことに対する不安の声が上がっている。危険な動物は、動物の愛護及び管理に関する法律で特定動物に指定されており、このような動物を飼うには、都道府県や政令市の許可が必要だが、大阪府内では、主に動物園や一般家庭で約 500 頭の特定動物が飼養されていると聞いている。パネルをご覧ください。

■ 愛玩又は販売目的である特定動物の飼養保管許可状況（令和元年度末） 大阪府						
主な爬虫類	飼養又は保管の目的					件数
	愛玩	販売	展示	試験研究等	その他	
アメジストニシキヘビ	1	1				1
アメリカドクトカゲ	1		1			1
インドニシキヘビ	2	1				2
コビトカイマン	3	2				5
シャムワニ	4	1				5
ビルマニシキヘビ	2	2				3
ブラジルカイマン	5	1				6
ポアコンストリクター	11	3				12
メガネカイマン	5					5
ワニガメ	23	6	2			28

2

■ 愛玩又は販売目的である特定動物の飼養保管許可状況（令和元年度末）大阪市

主な爬虫類	飼養又は保管の目的					件数
	愛玩	販売	展示	試験研究等	その他	
コビトカイマン	3	2	0	0	0	3
ワニガメ	12	8	6	0	3	19
アメリカドクトカゲ	4	5	1	0	1	6
ボアコンストリクター	15	10	4	0	1	22
インドニシキヘビ	4	5	3	0	1	8
アメリカアリゲーター	2	1	0	0	0	2
オオアナコンダ	1	0	0	0	0	1
トゲブッシュバイパー	2	2	1	0	0	2
ガボンアダー	3	2	1	0	0	4
ヒガシダイヤガラガラ	3	2	0	0	0	3
ライノセスアダー	3	2	0	0	0	3
インドコブラ	1	1	0	0	0	1
クロクビコブラ	3	1	0	0	0	3
アミメニシキヘビ	9	6	1	0	0	11
アメジストニシキヘビ	2	1	0	0	0	2

3

■ 愛玩又は販売目的である特定動物の飼養保管許可状況（令和元年度末）堺市

主な爬虫類	飼養又は保管の目的					件数
	愛玩	販売	展示	試験研究等	その他	
ヨウスコウワニ	1	0	0	0	0	1
ワニガメ	4	0	1	0	0	5
アメリカドクトカゲ	1	0	1	0	0	2
ボアコンストリクター	2	0	1	0	0	3
ハナブトオオトカゲ	1	0	0	0	0	1

4

こちらは、大阪府、大阪市、堺市において、愛玩又は販売を目的として許可を受け飼養している主にヘビを中心とした爬虫類を抜粋したものである。特定動物の約 500 頭のうち半分近くは爬虫類とのことであり、その中には、今回、逃げ出したニシキヘビと同様に、大型のヘビが飼われていることがうかがえる。

特定動物については、以前は許可を得れば愛玩として飼育が可能だったが、昨年六月施行の改正法で禁止となっている。ヘビに限らず、生き物を飼育する際には、飼い主の責任をしっかりと果たしてもらうことが重要であるが、今後、特定動物が逃げ出して府民へ危害を加えることが無いよう、今回の事案を教訓としてすぐに府内の飼養施設を確認する必要があると思う。

府民の安全安心のため府としてどのように取り組むのか、環境農林水産部長に伺う。

【環境農林水産部長】

○特定動物による危害の防止には、飼い主による管理の徹底など規制の遵守が重要である。

府においては、「動物愛護管理法」に基づき、申請時のほか、許可後も最低2年に1度は立入調査を行うなど、今回の事案のような不適正な飼養管理が行われることがないよう必要な確認と指導を行っている。

○万一逃げ出した場合には、迅速な初動対応を図るため飼い主自らが本府、市町村、警察署へ必ず通報するよう厳しく指導し、周辺住民への注意喚起や捕獲など必要な対策をとるようにしている。

○また、大規模災害時における逸走の有無について迅速に把握できるよう、飼い主全員のメーリングリストを作成しており、本事例発生時に、本リストを活用し、飼養施設の点検を指示するなど注意喚起を行った。飼い主への指導をより強化するため、これまで以上に立入調査を徹底してまいります。

Q2) 現時点では、許可権限の関係で、大阪府域全体のどこに特定動物がいるかの位置情報を大阪府と大阪市、堺市と情報共有できていないと聞いているが、今回の事案のように、特定動物の逸走はいつどこで発生するかわからないもの。仮に逸走した場合も現在は、大阪府、大阪市、堺市の各首長の人間関係において、迅速な対応が可能であると思うが、将来に渡っての府民の安心安全のために、今回の事案をきっかけに、早急に制度や仕組みを作っておく必要があると考える。

私は、位置情報などの共有化ができるような仕組みがすぐにでも必要と考えるが、知事の見解を伺う。

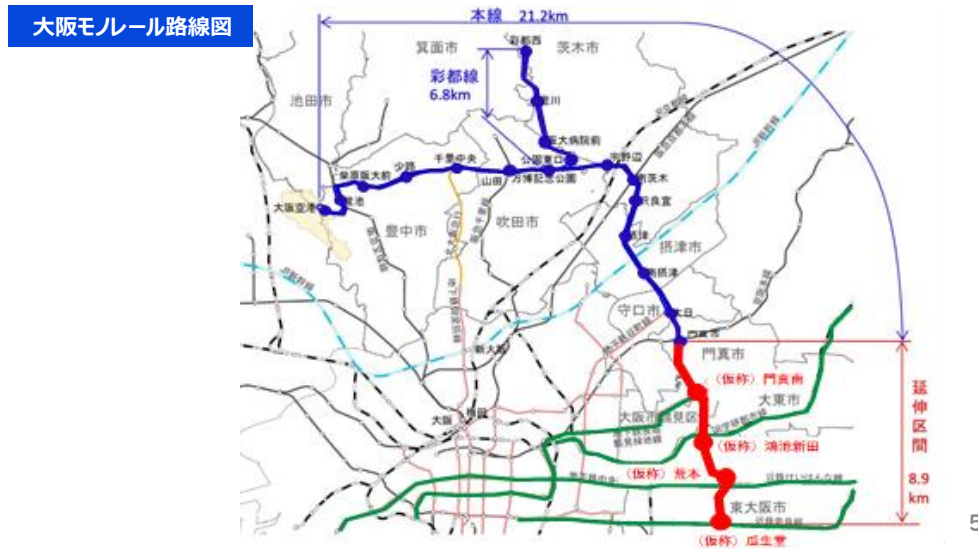
【知事】

○特定動物が逸走した際、府民の生命、財産等を侵害しないよう、大阪府と関係機関が連携し迅速な対応をとることが重要である。

○このため、政令市においても大阪府と同様に緊急時に使用できるメーリングリストを整備するよう働きかけるほか、関係機関と位置情報などの共有化を速やかに確立するよう、担当部局に指示する。



7 大阪モノレール延伸事業の進捗状況について
パネルをご覧ください。



大阪モノレールは、大阪都心部から放射状に形成された鉄道を環状方向に結節する鉄道ネットワークとして、大阪府、大阪モノレール株式会社が整備主体となり、現在の終点である門真市駅から（仮称）瓜生堂駅まで、約 8.9 km の延伸事業に取り組まれているところ。

私の地元である大阪市鶴見区に隣接する門真市においても、（仮称）門真南駅が設

置される予定であり、鶴見区の住民が多く利用する大阪メトロ鶴見緑地線と接続することで、大阪空港へのアクセスなど、交通の利便性が向上するとともに、地域の活性化に寄与するものと、大きな期待を寄せている。

既に一部の工事も発注され、今後、交通量が多い府道大阪中央環状線や近畿自動車道に近接した区間で、安全にも配慮しつつ交通規制など関係者との協議を進めながら、難易度の高い工事を進めていくことが想定されるが、新型コロナウイルスによる社会経済活動への影響などの懸念がある現状においても、都市の成長を担うインフラとして2029年の開業に向け、着実に進めて頂きたいと考えている。

そこで、大阪モノレール延伸事業の現在の進捗状況について、都市整備部長に伺う。

【都市整備部長】

○大阪モノレール延伸事業については、昨年、工事の実施に必要な認可を取得。現在、用地買収を進めるとともに、支柱建設工事や瓜生堂車両基地の整備に着手したところ。

○今年度は、これらに加え、新たに駅舎の詳細設計を進めるとともに、本議会に提出の、モノレールが走行する桁の製作や架設工事について、議決をいただいた後、着手していく予定。

○今後とも、運行主体である大阪モノレール株式会社や地元市、関係機関と連携し、2029年の開業に向け、着実に事業を推進していく。

8 淀川左岸線延伸部の整備について

淀川左岸線延伸部は、都市再生環状道路の一部を構成するとともに、第二京阪道路を経由して国土軸と大阪ベイエリアを結び、都心部の渋滞緩和だけでなく、物流の効率化に資する大阪・関西の発展に必要不可欠な道路であり、我が会派としても着実な整備推進を求めてきた。

平成29年度の事業化以降、現地測量やボーリング、地下水の調査に着手するなど事業を進めていただいているところ。また、このような現地調査と並行し、この道路が全長8.7kmのうち約8kmがトンネル構造で、地下約70m以上の大深度地下空間を利用する区間があることから、事業者である国土交通省、阪神高速道路株式会社並びに西日本高速道路株式会社において、学識者等で構成する「技術検討委員会」が設置され、トンネルの構造や施工技術等の技術的な検討もなされていると聞いている。

そこで、現在の淀川左岸線延伸部の進捗や技術検討委員会の検討状況を都市整備部長に伺う。

【都市整備部長】

○淀川左岸線延伸部については、事業主体において、令和5年度の工事本格化を目指し、必要な調査などを実施。今年度は、トンネルや高架橋、換気所の設計のほか、道路工事の支障となる水路の移設工事等を進めている。

○また、「技術検討委員会」では、大深度地下を利用する区間について、近年行われ

た設計や施工事例など、最新の知見を踏まえ、シールドトンネルの設計方針や地下水流動の影響などの技術的な課題について検討を行っているところ。

○引き続き、大阪府としても、技術検討委員会の検討状況を注視するとともに、事業者に対し、着実な事業推進を働きかけてまいる。